

## 相続放棄と空家の管理

家庭裁判所に相続放棄の申述をすると、その者は、初めから相続人とならなかったとみなされます。

しかし、**相続放棄をした場合でも**、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その**財産の管理を継続しなければいけません**。

以上のことは、民法第939条と民法第940条に規定されています。

これまで、民法第940条（相続の放棄をした者による管理）は、あまり問題となることはありませんでしたが、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから、民法第940条の規定が注目されています。

つまり、**相続放棄をした者が「私は相続を放棄したから遺産として遺された空家については一切責任を負いません」と言っても**、民法第940条によると、**相続人又は管理人によって相続財産が管理されるまでの間、その空家の管理を継続しなければならないこと**になります。

もし、相続人全員が相続放棄をした場合には、相続財産管理人が選任されて、その相続財産管理人が相続財産を管理するまでの間は、相続放棄した者が管理することになります。



（司法書士 小司隆信）



### 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

